

被虐待児の発達評価と発達可能性について —被虐待児が養育環境変化後に示す発達についての心理学的検討—

佐藤洋子¹⁾、赤木美香子²⁾、有住洋子、松田るり、三谷聖也
(仙台市児童相談所)

高橋桃代(仙台市発達相談支援センター)、滝井泰孝(仙台市親子こころのクリニック)

<要旨>

児童相談所で扱う被虐待児の中には、児童の安全が確保された後に著しい発達を示す事例があることが経験的に知られているが、発達心理学的な変化についての継時的な分析知見は、これまで極めて乏しい現状にある。そこで、本研究では仙台市児童相談所において、平成13年度から平成14年度までの2年間に虐待相談として相談支援活動を行った事例の中で、一時保護等を行い、一定期間後に心理テスト(発達検査及び知能検査)の再検査を行った事例を抽出した。支援を要する養育者の要素についてのリストを作成し、これらの対象事例を得点により2群に分類し、群別に知的発達面の変化を検討した。

児童相談所が介入し、家庭から分離されることによって、被虐待児の知的側面はネガティブな影響を受ける可能性が少ないことが示唆された。養育者に支援を要する要素が多い家庭ほど、児童の発達面に大きな影響を及ぼす可能性があり、発達が抑制される傾向があると考えられた。被虐待児が養育環境の変化後に示す変化は、年齢が低いほど可塑性に富み、発達がキャッチアップされることが示唆された。養育環境変化後の伸びが大きいため、被虐待児の発達評価については一回のみではなく、継続的に実施することが望ましいと言える。

<キーワード>

被虐待児、養育環境、発達可能性、心理テスト、短期予後

I. はじめに

虐待は、児童の心身両面の発達に著しい影響を及ぼすことは多くの研究者が指摘している。児童相談所で扱う被虐待児の中には、児童の安全が確保された後に著しい発達を示す事例があることが経験的に知られている。被虐待児のケアにおいて、発達の促進は大きな課題の一つであるが、親子分離等の介入後に児童が示す発達心理学的な変化についての継時的な分析知見は、これまで極めて乏しい現状にある。被虐待児のケアには、心理発達の予後の検討が欠かせず、被虐待児の発達と治療の可能性についての実証的な検討は被虐待児のケアに携わる関係者にとって極めて有用と思われ、被虐待児の発達を把握する上で大きな指針となり得る。

これまでの研究では、虐待が発達に与える影響の身体発達の阻害について non-organic failure to thrive(非器質的要因による成長の停滞)についての実証的研究(Skuse, 1989; Skuseら, 1995)のほか、児童の安全確保後

の予後についても精神身体発達学的視点から考察がなされている(Moneyら, 1983)。精神発達については、これまでに抑うつ、不安といった感情面の問題のほか、PTSD等に代表されるように心的外傷理論に基づく障害として検討してきた。発達予後の視点からは、言語性知能の低下がしばしば指摘され、学業成績や読書能力の低下等についての報告も見られる(Perezら, 1994; Roweら, 1999)。しかし、これらの多くは比較的長期的な予後調査であり、介入による安全確保実現後の短期間に被虐待児が獲得しうる大きな発達心理学的变化についての検討は極めて乏しいと言えるだろう。

II. 目的

本研究では、一時保護等の安全確保後に被虐待児に対して行った心理判定結果及び臨床心理学的経過観察を用いて、養育環境変化後の短期間に被虐待児が獲得した発達に焦点を当てて発達可能性について検討する。さらに、被虐待児に対して必要と思われる支援のあり方についても考察したい。

1) 現所属：宮城県古川地域子どもセンター

2) 現所属：仙台市親子こころのクリニック

III. 方法

〈手続き〉

平成 13 年度から平成 14 年度までの 2 年間に、仙台市児童相談所で虐待相談として相談支援活動を行った事例全体の概要を調査した。その中で一時保護等を行い、一定期間後に心理テスト（発達検査及び知能検査）の再検査を行った事例を抽出し、対象事例について発達の他の側面である身体面（身長・体重）のデータや臨床観察記録などを収集した。続いて、対象事例の家族歴、生育歴のほか、虐待の種別やその程度、一時保護（あるいは施設入所）に至った経過の把握をした。その後、支援を要する養育者の要素についてのリストを作成し、得点により 2 群に分類し、群別に発達検査及び知能検査の結果について検討した。

〈対象〉

上記により、抽出された事例は 23 例（男児 10 例、女児 13 例）であった。虐待種別を見ると、身体的虐待 12 例、ネグレクト 9 例、心理的虐待 2 例、性的虐待 0 例であった。なお、虐待の種別が重複している事例については、主たる虐待を計上した。

一時保護（施設入所を含む）時の年齢は 1 ヶ月から 15 歳まで、平均年齢は身体的虐待 7 歳 3 ヶ月、ネグレクト 6 歳 2 ヶ月、心理的虐待 4 歳 1 ヶ月であった。

〈使用データ〉

発達検査、知能検査の種類及び施行事例数は、新版 K 式発達検査 9 例、田中ビネー知能検査 1 例、ウェクスラー式知能検査 13 例であった。再検査の間隔は事例によって異なるが、平均 9.3 ヶ月であり、最も短期間であったのは 1 ヶ月、最も長期間であったのは 2 年 2 ヶ月であった。身長・体重のデータは、一時保護開始時のものを使用した。なお、本研究では I Q (D Q) 85 以上を正常域、I Q (D Q) 70~84 を境界域、I Q (D Q) 70 未満を遅滞とする。

〈チェックリスト〉

『仙台市こども虐待対応マニュアル』『厚生省子ども虐待対応の手引き』等を参考にして、支援を要する養育者の要素についてのリストを作成した（表 1）。

作成したリストを用いて対象事例の養育環境を調べた。合計得点は 19 点であり、最高得点は 14 点、最低得点は 5 点であった。中央値が 9 点であったため、8 点以下は少要素群、9 点以上は多要素群として得点により 2 群に分

類した。

虐待の程度に関しては、支援を要する養育者の要素の多さと児童の状態像とが直接的に結びつかないことが多いが、本研究においては便宜上、高得点になるほど虐待の程度が重いとした。

表 1 支援を要する養育者の要素

1 精神病状態(うつ、統合失調症等)
2 知的障害
3 情緒不安定である
4 虐待を受けて育った
5 経済的に困窮している
6 夫婦間が不和である
7 親族と不和である
8 地域から孤立している
9 周囲からの支援を受け入れない
10 完璧主義である
11 他者と適切な関係が結べない
12 子どもに愛情を持てない
13 育児不安がある
14 子どもに关心がない
15 子どもに過干渉である
16 誤った養育信念をもっている
17 養育知識が不足している
18 逸脱した性行動がある
19 反社会的傾向(逮捕歴等)

IV. 結果

1 相談事例全体の概要

平成 13 年度に虐待相談として受理した事例は 283 件（身体的虐待 126 件、ネグレクト 94 件、性的虐待 9 件、心理的虐待 54 件）、平成 14 年度では 284 件（身体的虐待 149 件、ネグレクト 102 件、性的虐待 8 件、心理的虐待 25 件）であった。

そのうち、一時保護等を行った事例は平成 13 年度では 75 件、平成 14 年度では 81 件であった。

2 対象事例の養育環境についての検討

対象事例を群別に分類した結果を表 2、表 3 に示した。

少要素群は 12 事例で、虐待種別は身体的虐待 6 事例、ネグレクト 4 事例、心理的虐待 2 事例だった。多要素群は 11 事例で、虐待種別は身体的虐待 6 事例、ネグレクト 5 事例だった。

表2 少要素群

事例	性別	保護時の年齢	虐待種別	該当番号	合計
1	女	1歳9ヶ月	心理的	6,7,8,12,14	5
2	男	3歳5ヶ月	身体的	5,6,7,12,13	5
3	女	2歳5ヶ月	身体的	3,5,6,7,13,14,17	7
4	女	5歳6ヶ月	ネグレクト	3,4,5,6,7,8,16,17	8
5	男	6歳5ヶ月	身体的	1,3,5,6,10,13	6
6	女	6歳5ヶ月	心理的	1,3,5,6,10,13	6
7	男	7歳7ヶ月	ネグレクト	1,3,5,6,7,8,11	7
8	女	7歳4ヶ月	ネグレクト	5,6,7,8,14,17,19	7
9	男	8歳4ヶ月	ネグレクト	5,6,7,8,14,17,19	7
10	男	8歳5ヶ月	ネグレクト	1,3,5,6,7,8,16,18	8
11	女	8歳10ヶ月	身体的	4,8,10,12,13,16,17	7
12	男	12歳0ヶ月	身体的	2,5,14,16,17	5

表3 多要素群

事例	性別	保護時の年齢	虐待種別	該当番号	合計
13	女	2歳5ヶ月	身体的	1,2,3,4,5,6,7,8,11,12,13,14,17,19	14
14	男	2歳5ヶ月	身体的	1,3,4,5,6,7,8,11,13,17	10
15	男	2歳8ヶ月	身体的	1,3,4,5,6,7,9,10,11,13,16	11
16	女	2歳9ヶ月	身体的	1,2,3,5,6,7,8,13,17,19	10
17	女	3歳4ヶ月	身体的	1,2,3,4,5,6,8,9,11,13,15,16,17	13
18	男	3歳9ヶ月	ネグレクト	5,6,7,8,9,10,11,13,17,19	10
19	女	7歳2ヶ月	ネグレクト	3,4,5,6,7,8,12,13,16,17	10
20	女	11歳8ヶ月	身体的	3,4,5,6,7,8,11,13,16,18	10
21	女	12歳11ヶ月	身体的	3,4,5,6,7,8,11,12,16,18	10
22	男	13歳11ヶ月	ネグレクト	1,3,4,5,6,7,11,12,13,15,16,17	12
23	女	15歳0ヶ月	身体的	3,6,7,8,10,11,12,15,16,17	10

両群に共通して認められる要素は、「経済的困窮」「夫婦不和」「親族との不和」「地域からの孤立」であった。これらの要素に加えて、多要素群では「精神病状態」「知的障害」「情緒不安定である」「虐待を受けて育った」「他者と適切な関係が結べない」「育児不安がある」「子どもに過干渉である」「誤った養育信念をもっている」といった、親自身の精神的な問題や育児に対する考え方の偏り等が多かった。また、周囲からの「支援を受け入れない」傾向も見られた。

3 心理テストの結果についての検討

保護時点における新版K式発達検査の領域別DQの平均値は、姿勢・運動 72、認知・適応 80、言語・社会 67であり、遅滞～境界域の発達レベルであった。ウェクスラー式知能検査のIQの平均値は、言語性IQ 82、動作性IQ 90、全検査IQ 83であり、境界域～正常域

であった。

再検査の結果を見ると、新版K式発達検査の領域別DQの平均値は、姿勢・運動 84、認知・適応 90、言語・社会 78であり、境界域～正常域に変化を示していた。ウェクスラー式知能検査のIQの平均値は、言語性IQ 89、動作性IQ 95、全検査IQ 88であり、正常域へと変化を示していた。

全体的に、心理テストの再検査の結果が誤差の範囲を超えて低下する事例は少なかった。虐待種別によって、発達状態や伸び方に違いは見られなかったが、年齢が低いほど心理テストの結果が短期間で大きな変化を示していた。なお、身体面について、今回の抽出事例では平均値から著しい偏りを示さず、継続的変化においても一定の傾向は見られなかった。

図1-1及び図1-2に年齢別による心理テスト結果の変化を示した。

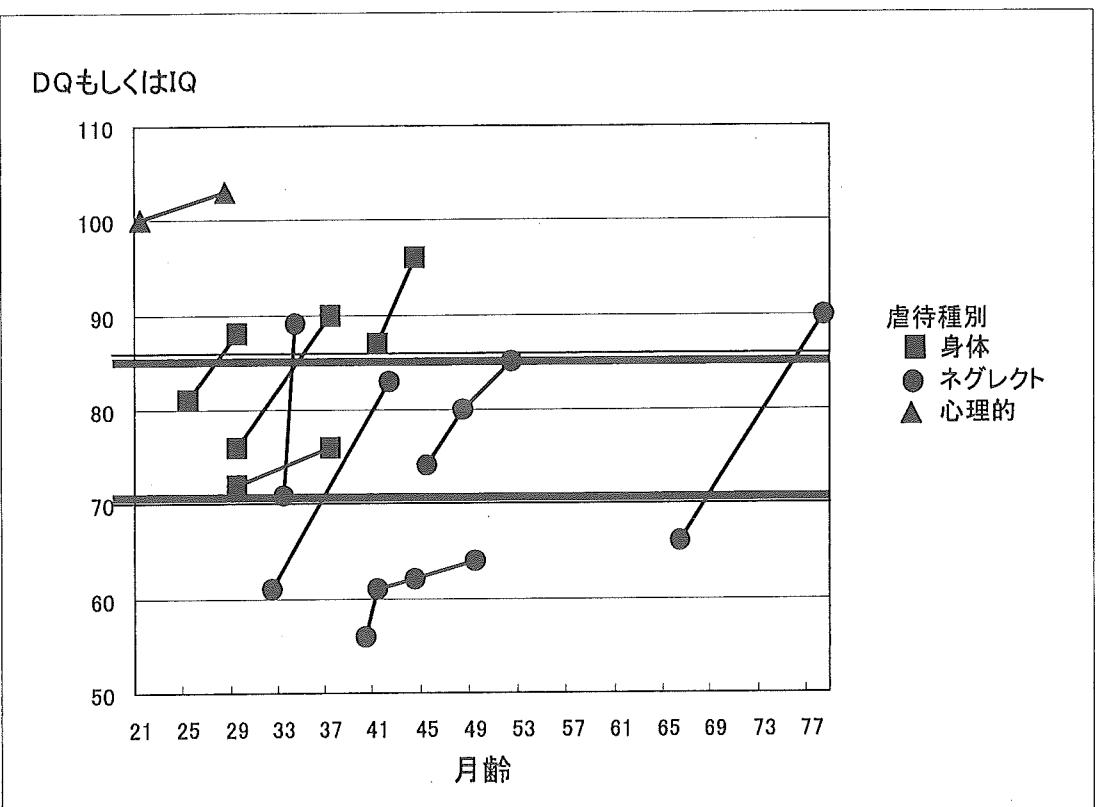


図 1-1 年齢別心理テスト結果の変化（幼児）

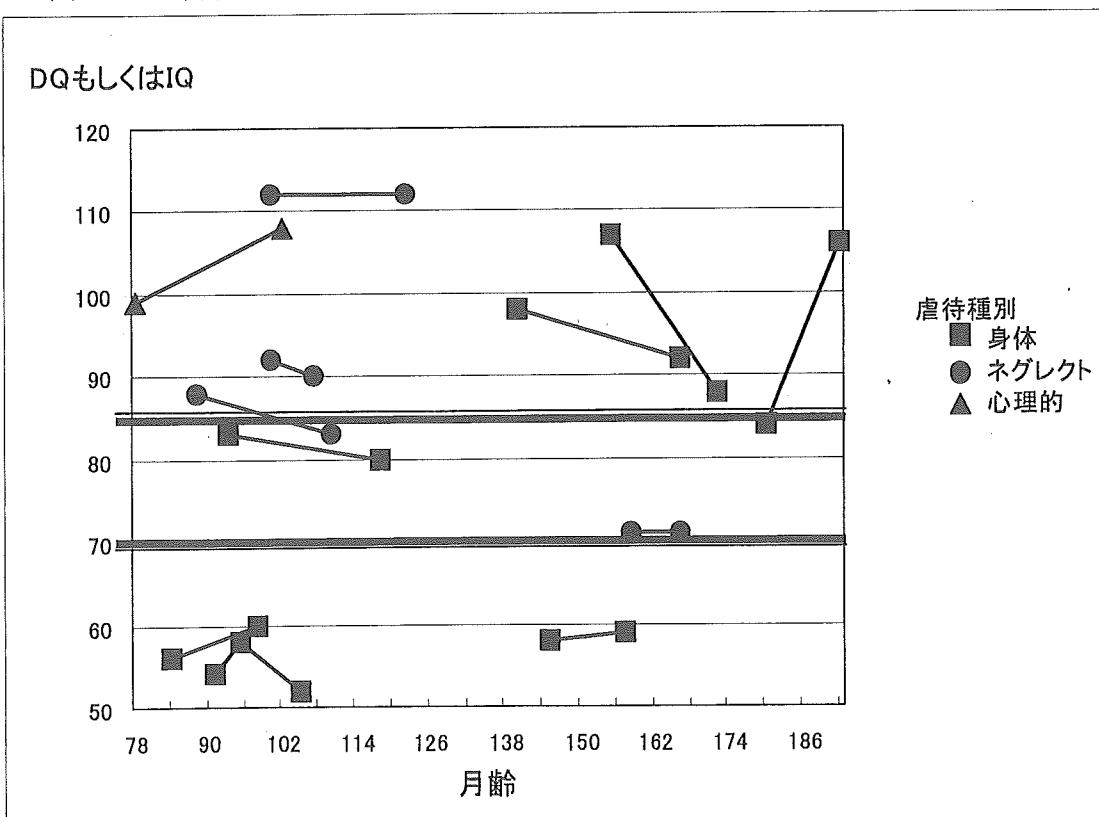


図 1-2 年齢別心理テスト結果の変化（学童）

家庭から分離後には、どの事例においても心理テスト結果に変化を示していた。とりわけ、

年齢が低いほど短期間における発達の伸びが顕著であったが、学童になると大きな変化を示さなかつた。

図2-1及び図2-2に群別による心理テスト結果の推移を示した。

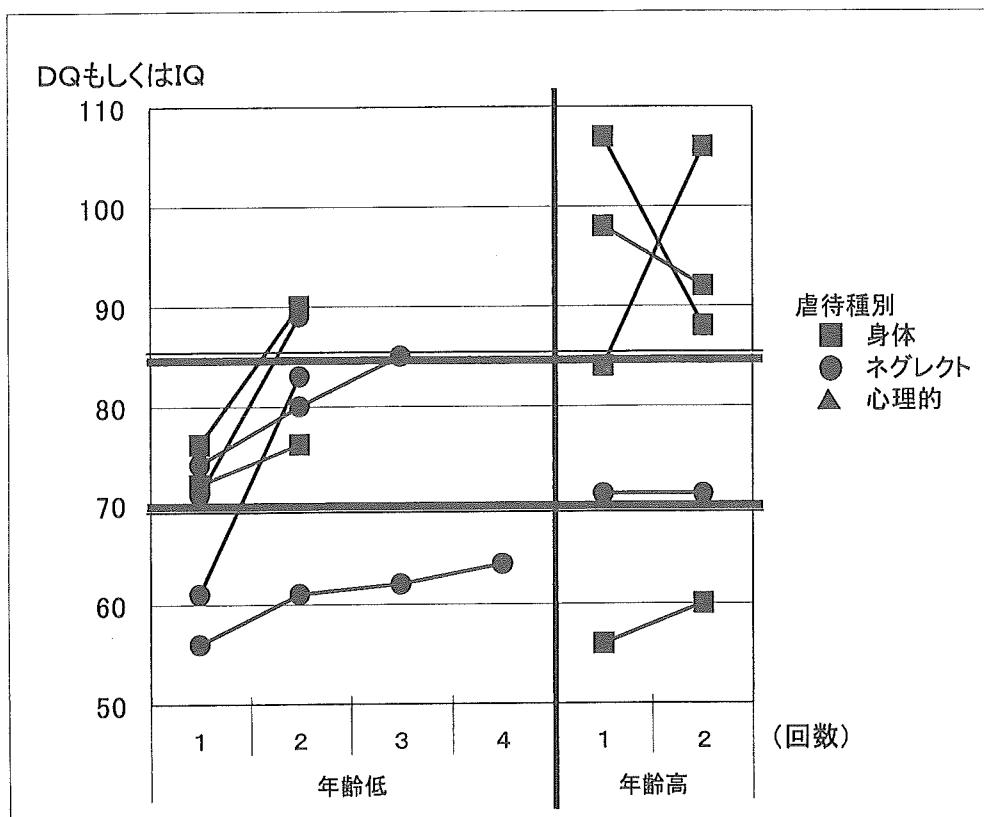


図2-1 心理テスト結果の推移（少要素群）

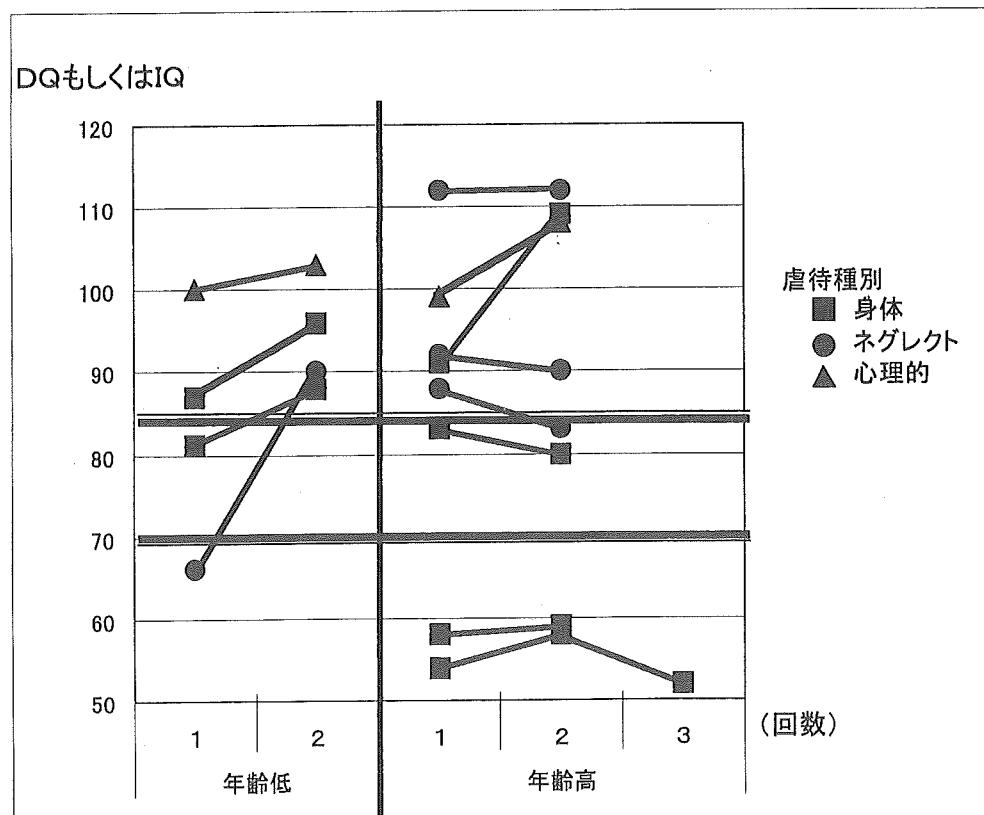


図2-2 心理テスト結果の推移（多要素群）

保護時点での発達状態は、少要素群は平均6歳5ヶ月であり、正常域6事例、境界域3事例、遅滞が見られたもの3事例であった。多要素群は平均年齢7歳1ヶ月であり、正常域2事例、境界域6事例、遅滞が見られたもの3事例であった。

再検査後の発達状態について、少要素群では正常域8事例、境界域2事例、遅滞が見られたもの2事例であった。多要素群では、正常域6事例、境界域3事例、遅滞が見られたもの2事例であった。

少要素群において、保護時点での新版K式発達検査の平均DQは姿勢・運動80、認知・適応96、言語・社会81であったが、再検査時には平均DQが姿勢・運動88、認知・適応98、言語・社会96であった。DQ値が平均6.3ポイントの上昇(姿勢・運動7.6ポイント、認知・適応+2.3ポイント、言語・社会+6.3ポイント)であった。田中ビニー知能検査では1ポイントの上昇であった。ウェクスラー式知能検査では、保護時点でIQの平均は言語性IQ81、動作性IQ91、全検査IQ84であったが、再検査時にはIQの平均が言語性IQ86、動作性IQ98、全検査IQ90であった。IQ値が平均6.9ポイントの上昇(言語性IQ+3.9ポイント、動作性IQ+6.4ポイント)であった。

多要素群では、保護時点での新版K式発達検査の平均DQは姿勢・運動67、認知・適応72、言語・社会60であったが、再検査時には平均DQが姿勢・運動83、認知・適応87、言語・社会68であった。DQ値が平均12.8ポイントの上昇(姿勢・運動+15.5ポイント、認知・適応+15.3ポイント、言語・社会+11.5ポイント)であった。ウェクスラー式知能検査では、IQ値が平均1.2ポイントの上昇(言語性IQ-2ポイント、動作性IQ+3.2ポイント)であった。

少要素群に比べて、多要素群の方に遅滞が見られる児童が多くいたが、それらの児童は家庭から分離した後に短期間で顕著な伸びを示した。多要素群において、新版K式発達検査の平均DQが遅滞から境界域へと上昇した事例が1事例、境界域から正常域へと上昇した事例が3事例であった。ウェクスラー式知能検査の平均IQが境界域から正常域へと上昇した事例1事例、境界域から正常域へと上昇した事例1例であった。発達レベルに変化が見られなくても、IQ/DQ値が上がった事例が4事例であった。一方、少要素群においては新版K式発達検査の平均DQが境界域から正常域へと上昇した事例が1事例であった。ウェクスラー式知

能検査の平均IQが遅滞から正常域へと上昇した事例が1事例であった。発達レベルに変化が見られなくても、IQ/DQ値が上がった事例が6事例であった。

V 考察

1 被虐待児の発達可能性

児童相談所の介入による一時保護や施設入所措置等の養育環境変化後に、心理テストの再検査の結果が低下する事例は少なかった。児童相談所の介入による養育環境の変化が児童の精神発達面にネガティブな影響を与える可能性は少ないことが示唆される。しかし、中学生など年長児の中には、被虐待体験による様々な心理的な影響のために精神状態が不安定になり、知能検査の結果に本来備えている能力が十分に反映されにくくなつたと思われた事例も見られた。特にこのような事例には、養育環境を変えるだけではなく、精神医学的援助の実施も検討すべきであろう。

高橋ら(2004)は、年齢が低いほど発達の可塑性に富み、発達がキャッチアップされる可能性を指摘している。今回、本研究においても同様の結果が示された。とりわけ、保護時点で境界域であった事例の伸びが大きく、かつ養育環境の変化後に急激に変化を示していた。養育者に支援が必要と思われる要素が多いほど、児童は精神発達面の発達に影響を受けやすいと考えられる。こうした不適切な養育環境から児童が分離されると、精神発達面に大きな伸びが生じる可能性が示唆された。藤永ら(1987)は、長期間社会的隔離をされて保護された児童は適切な養育環境に置かれると、本来備わっていたはずの「発達プログラム」の凍結が急速に解凍されると述べている。本研究において、児童相談所の介入による養育環境の変化後に事例の多くが著明な発達の伸びを示したことは、不適切な養育環境下では、藤永らの述べる「発達プログラム」が抑制されていた可能性が高いと考えられる。

今回、取り上げた事例の中には身体面の発育について平均から大きな逸脱を示すものはないが、精神発達面では発達の遅滞が認められる事例が多かった。見かけ上の身体面の発育には影響が認められなくても、虐待は児童の精神発達面に深刻な影響を及ぼし得ると言えるだろう。

Johnson(1999)は、虐待などの不適切な養育環境で育てられた児童の中には、広汎性発達障害と類似の行動特徴を示す児童もいるが、適切な環境に置かれた後にはそうした行動特徴

は急速に薄れていくと述べている。本研究においても広汎性発達障害と類似した状態を示していた事例が見られたが、経過観察を続けていくと養育環境の問題のみではなく、生来の発達障害が疑われる事例もいた。しかし、そうした生來的な発達障害等の問題を持っている事例でも短期間での発達のキャッチアップはなされていた。

本研究において示されたキャッチアップは、発達障害の有無、虐待の程度、虐待の種別に関わらず、被虐待体験によって児童の心身の成長発達は抑制され、本来備えていただろう能力が発揮できないでいたと考えられる。こうしたことから、家庭から分離した後に著しい状態像の変化が認められるため被虐待児の発達評価は保護直後に一回のみ行うのではなく、定期的に発達の確認をする等、経過観察は重要と考えられる。

2 支援を要する養育者の要素

すべての事例の親が複数回の婚姻歴を持ち、複雑な家庭環境であることがうかがわれた。また、経済的困窮等、生活基盤の安定に欠くこと、夫婦間不和、親族の不和、地域からの孤立等、人的な支援が得られずにいたことが推測された。滝川(2003)の指摘のように、虐待は親の性格的な問題に起因するばかりではなく、虐待が発生する要因の根底には生活基盤の不安定さ、人的なサポート源の乏しさといった家庭生活自体の不安定さがあるものと推察される。

本研究では、養育支援が必要と思われる要素、とりわけ親自身が精神疾患、情緒不安定、被虐待体験等の精神的な問題を抱えている場合には、児童において発達の遅滞を多く認めた。また、養育支援が必要と思われる要素が少くないにも関わらず、周囲からの支援を受け入れようとしないために、親子関係の歪みが大きくなってしまった事例もあった。藤永ら(1987)によると、家庭から分離し保護した時点で、大人との愛着関係を築けていたかによって、児童の発達の伸びが異なると述べている。親自身の精神的問題は、親子の間で心理的な結びつきを築いていく上で大きな支障となり得ると思われ、このため児童の発達が阻害されていた可能性があると考えられる。

これらのことから、虐待事例の対応としては第一に生活の安定を目指すことが課題であると考えられ、丁寧なケースワークが必要であろう。その上で、親自身の精神的なケアを行うべきであることを確認しておきたい。

3 被虐待児への支援

児童の心身の安全を確保することはもちろんのこと、安定した生活環境を与えることによって、それまで抑制されていた発達を取り戻す可能性がある。そして、安定した日常生活を通じて、社会生活能力を身につけていくことを期待したい。その際、野津(2003)の報告にあるように、特定の養育者が愛情と関心を持って一貫した養育方針で養育にあたるといった適切な環境を整えて、養育者との間に親に代わって良い愛着関係を形成することによって、人との結びつきを回復させていくことが課題と考えられる。

4 今後の課題と展望

本研究の対象は23事例と限られたものであり、予備的研究の域にとどまらざるを得ない。被虐待児の短期予後を一般化して考えるためには、事例数を増やすして検討を行う必要があるだろう。

本研究では、対象事例の再検査時期は統一されていなかったが、家庭から分離後に状態像が顕著に変化することから、望ましい再検査の設定時期を検討することも今後の課題である。

また、今回の心理テスト結果において、言語性能力が動作性能力を下回っていることがうかがわれた。事例数を増やすことによって、心理テストの領域ごとに詳細に検討することが可能となり、被虐待児の知的側面の特徴がさらに明らかになるであろう。さらに、心理テスト結果だけではなく、臨床心理学的観察を用いて行動面の変化についても検討したい。

〈引用文献〉

- 藤永保、斎賀久敬、春日喬、内田伸子『人間発達と初期環境』有斐閣 pp. 277-282, 1987.
Johnson, D. E. : Adoption and the effect on children's development. Early Human Development. 68 : pp. 39-54, 2001.
『厚生省子ども虐待対応の手引き』 厚生省児童家庭局企画課 2000.
Money, J. Annecillo, C. et al. : Growth of intelligence : Failure and catchup associated respectively with abuse and rescue in the syndrome of abuse dwarfism, Psychoneuroendocrinology, vol18, No. 3, pp. 309-319, 1983.
野津牧:不適切な養育環境に育った子どもに対する援助、社会福祉学 44(2), pp. 65-76, 2003.
Perez, C.M., & Widom, C.S. : Childhood victimization and long-term intellectual and academic outcomes, Child Abuse & Neglect, vol. 18, No. 8, pp. 617-633, 1994.

Rowe, E., & Eckenrode, J. : The timing of academic difficulties among maltreated and nonmaltreated children, Child Abuse & Neglect, vol. 23, No. 8, pp. 813-832, 1999.

『仙台市子ども虐待対応マニュアル』 仙台市健康福祉局 2001.

Skuse, D. : Emotional abuse and delay in growth, pp. 26-28, ABC of child abuse, British Medical Journal, 1989.

Skuse, D., & Bentovim, A. : Physical and Emotional Maltreatment, pp. 209-229, in chapter13, Child and Adolescent Psychiatry 3rd ed. (ed. Rutter, M. et al), Blackwell Science, 1995.

Sullivan, P. M. ,:Maltreatment and disabilities :A Populationbased epidemiological study, Child Abuse & Neglect, vol. 24, No. 10, pp. 1257-1273, 2000.

高橋桃代, 赤木美香子, 高橋香織, 川村有美子, 福元志信, 滝井泰孝:被虐待児における発達遅滞の評価と予後について, 公衆衛生みやぎ(325), pp. 28-32, 2004.

滝川一廣 『「こころ」は誰が壊すのか』 洋泉社 pp. 94-97, 2003.